

3. 福祉用具の選定と、選定理由の明確化

(1) 選定理由の考え方

福祉用具専門相談員は、福祉用具の利用目標を設定した後、それらの目標達成に有効な福祉用具の具体的な機種を選定します。選定は、選定理由と留意事項を明確にしながら行う必要があります。

福祉用具の選定理由は、利用者の状態像等（心身の状況、ADL、介護環境、住環境等）や利用目標を踏まえ、その機種（型式）を選定した理由を指します。

具体的には、以下の視点に照らして記載します。

- ・ 利用目標を達成するために、選定した機種（型式）の機能や特性が妥当であるか。

・ 利用者の状態像等や希望に照らして、選定した機種（型式）の機能や特性が妥当であるか。

留意事項は、利用者とその家族に対して、福祉用具の適切な利用方法等についての情報提供を行うための情報であるということが、基本的な位置づけとなります。多くの利用者やその家

族にとって、福祉用具は必要性が生じて初めて触れることが多いのです。留意事項は、口頭で説明するだけではなく、文書で機の返し確認ができるよう福祉用具サービス計画書に記載しておくことが、大変有意義であるといえます。

福祉用具サービス計画の第二の読み手は、介護支援専門員や訪問介護員等、福祉用具の操作を行う可能性がある関係者です。訪問介護員等は、車いすや特殊寝台のリモコン等といった福祉用具を操作する機会が多くあります。福祉用具を導入する際には、その福祉用具の利用方法や利用にあたって注意すべき点等について情報を共有することが、適切で安全な利用に有効です。

(2) 留意事項の記載方法

留意事項に記載すべき内容としては、まず、「福祉用具の利用方法について留意すること」が挙げられます。福祉用具は適切な利用によって効果を発揮するものであり、不適切な利用によりかえって心身機能の低下等を引き起こすことがあるため、これを防ぐ必要があります。例えば、以下のようない例が考えられます。

【例】

○利用目標：車いすで移動し、食堂で家族と一緒に食事ができるようになる。

○状態像：歩行は困難だが、車いすから立ち上がる能力や椅子に座る能力がある方。

○視点：

・できるだけ有する能力を維持し、これまでの生活環境を維持する観点から、車いすから椅子への移乗の方法について利用者や家族に対して助言しているか。
・日々の体調の変化がある場合は、移乗の際に力をつける点について助言しているか。

このような視点を踏まえ、適切な移乗の方法等を助言することによって、車いすを多用することでお生じる立ち上がりや座位能力の衰えや、生活が单调化するリスクの降低等に繋がります。

次に、「利用者の状態像（身体状況・ADL、介護環境、住環境）や福祉用具の利用場所の特性等に応じて、発生しうる事故等について注意を喚起すること」とが挙げられます。福祉用具の操作方法や誤操作によるリスクについては、重要な事項説明書や各機種の取扱説明書等に記載のあるものを単に転記するのではなく、その中から利用者個人の状態像等や利用場所等の環境に応じて特に発生しうるリスクを選択し、記載することが必要です。

また、特殊寝台とサイドレールの接まれ事故といった重大事故に繋がりやすいリスクについては、重要な事項説明書やマニエール等の記載と重複していても、留意事項欄に再度記載し、注意

i 指定基準 第百九十九条の二 第1項
ii 解釈通知 第三介護サービス 十一福祉用具貸与 3運営に関する基準 (3)⑤〇

を喚起することが望ましいでしょう。

- その他に、記載する内容としては、以下のことが挙げられます。
 - ・ 福祉用具の故障等が疑われる際の対応方法について情報提供を行うこと(例：ガタツキがある場合には、利用を中止し、ご連絡ください)
 - ・ その他、福祉用具に関して、福祉用具専門相談員から利用者・家族・介護支援専門員等に対して情報提供を行うこと

5. サービス担当者会議への参加

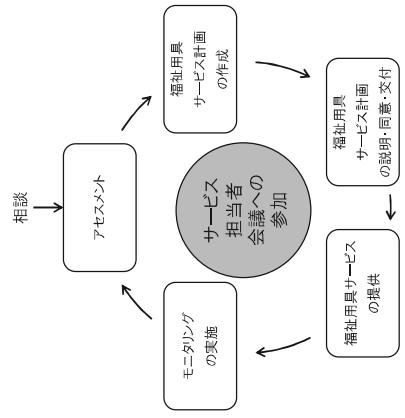
福祉用具専門相談員は、介護支援専門員からの召集を受けて、サービス担当者会議に参加します。サービス担当者会議を通じて、利用者の状況把握及び共有を行うとともに、各種が専門的な見地から意見を出し合い、利用者にとってより良い支援の方向性やサービス提供方法を検討することとなります。

(1) 会議の位置づけ

サービス担当者会議とは、介護支援専門員がケアプランを作成するために、サービスの提供を予定している多職種を集めを行う会議です。介護保険で提供されるサービスは、利用者の自立支援に向けて、様々な職種が連携のうえで支援を行うことが原則ですが、サービス担当者会議はそのようなチームケアを円滑に実践するために多職種が顔を合わせて、提供されるサービスの目標等の情報の共有や意見交換を行う場となります。

福祉用具専門相談員にとっては、利用者の情報を把握し、チームケアにおける福祉用具サービスの役割を確認する重要な会議です。会議を通じて、利用者の心身の状況や、置かれている環境、他の保健医療・福祉・サービスの利用状況等を把握しなければなりませんⁱⁱ。サービス担当者会議の開催は、事例によって適宜開催されますが、いずれの場合も参加時点でそれぞれが得ている情報を共有し、以下に示すような流れで検討することとなります。

福祉用具サービス計画の基本的な手順ヒヤウヒヤウヒヤウ



ⁱ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年三月三十一日厚生省令第三十八号)第十三条 第九号

ⁱⁱ 指定基準 第二百五条(第十三条「心身の状況等の把握」の準用)

(2) 会議の内容

①利用者の状況等に関する情報の共有

サービス担当者会議では、介護支援専門員がアセスメントを通じて把握した、利用者の希望や心身の状況、利用者の自立した日常生活を支援するうえで解決すべき課題（ニーズ）等について参加者と共有し、チームケアの前提となる利用者像に対する認識のすり合わせを行います。また、福祉用具専門相談員をはじめとする介護支援専門員以外の参加者が、事前にアセスメントの実施等を通じて各自で利用者の状況を把握している場合には、必要に応じ、参加者間でその情報を共有します。

福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議において、福祉用具サービス計画の作成にあたって必要な情報を介護支援専門員や他の職種からできる限り収集するよう努めます。

②ケアプランの草案の内容に関する協議

サービス担当者会議では、利用者の希望やアセスメントの結果に基づいて作成したケアプランの草案が、介護支援専門員から提示されます。ケアプランの原案には、利用者や家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題 提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容、利用料、サービスを提供するうえでの留意事項等が記載されています。

サービス担当者会議では、介護支援専門員が提示するケアプランの原案について、参加者で内容を検討します。参加者は①利用者の状況等に関する情報の「共有」で確認した解決すべき課題（ニーズ）に基づいて、ケアプランの目標やサービス内容が自立支援に向けて適切なものになっているか、自らの専門的な見地からの意見を述べることが求められます。

福祉用具専門相談員は、ケアプランにおける福祉用具サービスの位置づけや内容、福祉用具に関する他のサービスの内容等を確認し、福祉用具サービスの方向性を把握するとともに、必要に応じて介護支援専門員や他職種と意見交換を行います。

③福祉用具サービス計画の説明

福祉用具専門相談員は、作成した福祉用具サービス計画の案について説明を行い、サービス担当者会議の参加者と意見交換を行うことが望ましいでしょう。特に、利用目標やサービス内容（選定した福祉用具）の妥当性について検討を行います。

また福祉用具サービスは、介護支援専門員やその他の関係職種と密接に連携しながらサービスを提供する必要があります。利用者が様々なサービスを組み合わせて利用するうえで、各サービスの目標等にずれが生じないよう、必要に応じて他のサービスとの調整を行います。

ⁱ 指定基準 第二百五条(第十四条「居宅介護支援事業者等との連携」の適用)

ⁱ 指定基準 第三十九条 第二十一号
ⁱⁱ 指定基準 第百九十九条 第五号

例えば、利用者が福祉用具を利用する際に、リハビリーション、訪問介護、訪問看護等に携わる職種が見守る、あるいは実際に福祉用具に触れたことがあります。それを踏まえ、作業療法士や理学療法士等に対し、利用者の有する能力の維持・向上という観点で福祉用具の選定に関する意見を求めたり、利用者の状態像に応じた利用方法についての助言を求めたりすることもできます。また、その他の関係職種に利用上の留意点を説明したりすることで、支援者同士の連携を図ります。

④福祉用具サービスの継続利用の必要性の検証

福祉用具サービスの利用にあたっては、必要に応じ随時サービス担当者会議において、継続して利用する必要性について検証しなければなりません。検証の結果、利用の継続が必要と判断される場合は、介護支援専門員はその理由をケアプランに記載します。

サービス担当者会議において福祉用具の継続利用の必要性について検証する際は、福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を提示する等、検証を行ったための情報を提供することが求められますⁱⁱ。なお、モニタリングの実施内容については、第3章で詳細を述べます。

6. 福祉用具サービス計画の説明・同意・交付と、福祉用具サービスの提供

(1) 説明・同意・交付の位置づけ

福祉用具サービス計画の作成にあたっては、内容について利用者または家族に対して説明し、利用者の同意を得なければなりません。利用者や家族自身が福祉用具サービス計画に記載された利用目標や留意事項等を十分に理解し、福祉用具を適切に利用することは、利用者の日常生活における活動範囲を広げ、その有する能力の維持向上が図られることとなり、利用目標の達成につながります。

同意を得た福祉用具サービス計画は、原本を利用者に交付しなければなりませんⁱⁱ。

(2) 説明・同意・交付の方法

利用者や家族に対して福祉用具サービス計画を説明するうえでの主なポイントは、以下の通りです。

- ・ 利用者や家族が福祉用具を活用した生活をイメージできるように、「利用目標」を具体的に説明する。(福祉用具の利用によって、どのような自立した生活が行えるようになるかを、分かりやすい言葉で説明する。)
- ・ 利用者本人の希望や心身の状況、自宅等の利用環境等を踏まえて、最適な福祉用具を選んだことを理解できるよう、選定理由を具体的に分かりやすく説明する。
- ・ 誤った利用方法による事故等を防ぐため、利用にあたって特に留意してほしい点について具体的に分かりやすく説明する。
- ・ 計画に記載している福祉用具については、定期的に利用状況の確認を行い、状態像等の変化に合わせて見直し(利用終了、変更、追加等)を行うことで、より質の高い生活を送れるようになります。
- ・ 福祉用具の利用開始後、気になること(利用目標の変更、身体状況や生活環境の変化等)が生じた場合は、すぐに連絡してほしい旨を説明する。

また、介護者については、利用者が福祉用具を利用する際に見守ったり、介護者自身が福祉用具を操作したりする場合があるため、説明時にはできる限り介護者にも同席してもらうことが望ましいです。

上記のように説明を行った後に、利用者から内容について同意を得たうえで、利用者に福祉用具サービス計画を交付します。

なお、福祉用具サービス計画は、2年間保存しなければなりませんⁱⁱⁱ。

(3) 福祉用具サービスの提供

計画に基づき、福祉用具サービスの提供を行う際は、自立支援に資する適切な利用方法について、十分な説明を行う必要があります。適宜、福祉用具サービス計画とは別に、福祉用具の利用方法、利用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に渡す等の工夫も必要となります。特に、心身機能の低下や事故の発生を防止するという観点から、誤った使い方によって機能が低下した事例や、事故が発生した(しそうになつた)事例等を示し、理解を促すことが重要です。必要に応じて、各福祉用具のパンフレットや、関係団体(医療・介護ベッド安全普及協議会等)が発行している啓発パンフレット等を活用しましょう。

(2) 福祉用具サービス計画のイメージをつかむために、本会が作成した「ふくせん様式」次に、福祉用具サービス計画のイメージをつかむために、本会が作成した「ふくせん様式」を掲載しますので、参考にして下さい。

ⁱ 指定基準 第百九十九条の二 第3項
ⁱⁱ 指定基準 第百九十九条の二 第4項
ⁱⁱⁱ 指定基準 第二百四条の二 第2項

7. 「ふくせん版 福祉用具サービス計画書(基本情報)」の記載方法

(1) 基本情報の様式(平成 26 年 3 月版)

| ふくせん 福祉用具サービス計画書(基本情報) | | | | | | | | | |
|---|---------------------------|--------------|------|--|--|--|--|--|--|
| 利用者名 住所 担当介護支援事業所 | 性別 年生月日 M-F-S 年 月 日 | 年齢・要介護度 ～ | 認定期間 | | | | | | |
| ケアマネ ジャーとの 相談記録 | | | TEL | | | | | | |
| 相談内容 相談者 | 相談者の性別 性別 | | 相談日 | | | | | | |
| (3) 記載項目及び記載要領 | | | | | | | | | |
| 1) 「利用者名」欄 利用者名を記入します。 | | | | | | | | | |
| 2) 「性別」欄 利用者の性別を記入します。 | | | | | | | | | |
| 3) 「生年月日」欄 利用者の生年月日を記入します。 | | | | | | | | | |
| 4) 「年齢」欄 利用者の年齢を記入します。 | | | | | | | | | |
| 5) 「要介護度」欄 利用者の要介護度を記入します。 | | | | | | | | | |
| 6) 「認定期間」欄 利用者の要介護認定の有効期間を記入します。 | | | | | | | | | |
| 7) 「住所」「TEL」欄 利用者の住所と電話番号を記入します。 | | | | | | | | | |
| 8) 「住環境」欄 利用者及び家族の生活に対する意向 総合的な援助方針 | | | | | | | | | |

(2) 基本情報の位置づけ

「ふくせん版 福祉用具サービス計画書(基本情報)」(以下、基本情報)は、福祉用具サービスの利用にあたって、「福祉用具サービス計画書(利用計画)」(以下、利用計画)の作成に必要な情報を収集、整理するための様式です。福祉用具サービス計画員は、基本情報の様式を用いて、利用者に関する様々な情報を収集し、利用者の課題やニーズを分析したうえで、利用計画において福祉用具の利用目標の設定や具体的な用具の選定を行うことが求められます。

基本情報には、具体的には、利用者の基本情報(氏名、性別、年齢、要介護度、認定期間等)、身体状況・ADL、介護環境、意欲・意向等、住環境等の項目を設けています。

(3) 記載項目及び記載要領

1) 「利用者名」欄

利用者名を記入します。

2) 「性別」欄

利用者の性別を記入します。

3) 「生年月日」欄

利用者の生年月日を記入します。

4) 「年齢」欄

利用者の年齢を記入します。

5) 「要介護度」欄

利用者の要介護度を記入します。

6) 「認定期間」欄

利用者の要介護認定の有効期間を記入します。

7) 「住所」「TEL」欄

利用者の住所と電話番号を記入します。

- 8) 「居宅介護支援事業所」欄
利用者が利用している居宅介護支援事業所の事業所名を記入します。
- 9) 「担当ケアマネジャー」欄
利用者を担当している介護支援専門員の氏名を記入します。
- 10) 「相談者」欄
福祉用具サービスの利用に関して、福祉用具専門相談員に相談を行った人の氏名を記入します。
- 11) 「利用者との続柄」欄
相談者と福祉用具サービスの利用者との続柄を記入します。
- 12) 「相談日」欄
相談者と福祉用具専門相談員が相談を行った日付を記入します。
- 13) 「相談内容」欄
利用者がどのような理由で福祉用具サービスを利用したいのかについて、相談者が話した内容を記入します。
- 14) 「ケアマネジャーとの相談記録」欄
福祉用具専門相談員と、利用者を担当する介護支援専門員が相談を行った日付を記入します。
- 15) 「ケアマネジャーとの相談日」欄
福祉用具専門相談員と介護支援専門員が相談を行った日付を記入します。
- 16) 「身体状況・ADL 身長」欄
利用者の身長を記入します。
- 17) 「身体状況・ADL 体重」欄
利用者の体重を記入します。
- 18) 「身体状況・ADL 寝返り」欄
利用者が寝返りをどの程度できるかを記入します。
ここでいう「寝返り」とは、きちんと横向きにならなくとも、横たわったまま左右のどちらかに身体の向きを変え、そのまま安定した状態になることが自分でできるかどうか、あるいは介助ハーネス等何かにつかまればできるかどうかの能力です。
- 19) 「身体状況・ADL 起き上がり」欄
利用者が起き上がりをどの程度できるかを記入します。
ここでいう「起き上がり」とは、身体の上にふとんをかけないで、寝た状態から上半身を起こすことができるかどうかの能力です。
- 20) 「身体状況・ADL 立ち上がり」欄
利用者が立ち上がりをどの程度できるかを記入します。
ここでいう「立ち上がり」とは、立ち上がった後に、平らな床の上で立位を10秒間程度保持できるかどうかの能力です。
- 21) 「身体状況・ADL 移乗」欄
利用者が移乗の介助をどの程度必要としているかを記入します。
ここでいう「移乗」とは、「ベッドから車椅子(いす)へ」「車いすから椅子(いす)へ」「ベッドからポータブルトイレへ」「車いす(いす)からポータブルトイレへ」「畳からポータブルトイレへ」「ベッドからスレッチャーへ」等、でん部を移動させ、いす等へ乗り移ることです。
- 22) 「身体状況・ADL 座位」欄
利用者が座位の保持をどの程度できるかを記入します。
ここでいう「座位」とは、背もたれがない状態での座位の状態を10分間程度保持できるかどうかの能力です。
- 23) 「身体状況・ADL 屋内歩行」欄
利用者が屋内歩行をどの程度できるかを記入します。
ここでいう「屋内歩行」とは、屋内において、立った状態から継続して歩くことができるかどうかの能力です。
- 24) 「身体状況・ADL 屋外歩行」欄
利用者が屋外歩行をどの程度できるかを記入します。

ここでいう「屋外歩行」とは、屋外において、立った状態から継続して歩くことができるかどうかの能力です。

25) 「身体状況・ADL: 移動」欄

利用者が移動の介助をどの程度必要としているかを記入します。

ここでいう「移動」とは、日常生活において、食事や排泄、入浴等で、必要な場所へ移動するにあたって、見守りや介助が行われているかどうかで選択します。

26) 「身体状況・ADL: 排泄」欄

利用者が排尿や排便の介助をどの程度必要としているかを記入します。

ここでいう「排尿」とは、「排尿動作(スボン・パンツの上げ下げ、トイレ・尿器への排尿)」「陰部の清拭」「トイレの水洗」「トイレやボータブルトイレ、尿器等の排尿後の掃除」「オムツ、リハビリパンツ、尿とりベッドの交換」「抜去したカテーテルの後始末」の一連の行為のことです。

ここでいう「排便」とは、「排便動作(スボン・パンツの上げ下げ、トイレ・排便器への排便)」「肛門の清拭」「トイレの水洗」「トイレやボータブルトイレ、排便器等の排便後の掃除」「オムツ、リハビリパンツの交換」「ストーマ(人工肛門)袋の準備、交換、後始末」の一連の行為のことです。

27) 「身体状況・ADL: 入浴」欄

利用者が入浴の介助をどの程度必要としているかを記入します。

ここでいう「入浴」とは、一般浴、シャワー浴、訪問入浴、器皿浴等により、体を洗ったり、浴槽につかたりする行為のことです。

28) 「身体状況・ADL: 食事」欄

利用者が食事を摂取する際の介助をどの程度必要としているかを記入します。

ここでいう「食事」の摂取とは、食物を摂取する一連の行為のことです。通常の経口摂取における、配膳後の食器から口に入れるまでの行為のほか、経管栄養の際の注入行為や中心静脈栄養も含まれます。

29) 「身体状況・ADL: 更衣」欄

利用者が更衣をどの程度できるかを記入します。

ここでいう「更衣」とは、衣服が用意された時に、それを着たり、脱いだりする行為のことです。

30) 「身体状況・ADL: 意思の伝達」欄

利用者が意思の伝達をどの程度できるかをチェックします。また、意思の伝達に際しての特徴(動作手順、環境等)などの状況を記入します。

31) 「身体状況・ADL: 視覚・聽覚」欄

利用者の視覚、聽覚等の状況を把握し、その情報を記入します。

32) 「身体状況・ADL: 疾病」欄

利用者の身体状況・ADLの状況の原因となっている疾病名を記入します。

33) 「身体状況・ADL: 麻痺・筋力低下」欄

利用者の身体について、麻痺や筋力低下が生じているかどうかを記入します。麻痺、筋力低下のそれぞれについて、程度や見られる部位を記入します。

34) 「身体状況・ADL: 障害日常生活自立度」欄

利用者の、障害日常生活自立度のランクを記入します。
障害日常生活自立度とは、高齢者の障害の程度を踏まえた日常生活の自立の程度を表すものです。

35) 「身体状況・ADL: 認知症の日常生活自立度」欄

利用者の、認知症の日常生活自立度のランクを記入します。
認知症の日常生活自立度とは、高齢者の認知症の程度を踏まえた日常生活の自立の程度を表すものです。

36) 「身体状況・ADL: 特記事項」欄

利用者の身体状況・ADLについて、16)から35)の項目以外で、特記すべき内容があれば、必要に応じて記入します。

また16)～35)の項目のうち、想定する福祉用具に関連して、身体状況・ADL項目に関する詳しい特徴(動作手順、環境等)があれば記入します。例えば、特殊寝台の利用が想定される場合には、ベッドからの起き上がり・立ち上がり動作の手順や、立ち上がり動作の際に支えとなる家具等について記入します。

37)「介護環境・家族構成／主介護者」欄
利用者の家族構成、および主介護者を記入します。主介護者は、家族に限らず、訪問介護員等も含めて、主に福祉用具を使う可能性のある人を記入します。

38)「介護環境・他のサービス利用状況」欄
利用者が、福祉用具サービス以外で現在利用している介護保険サービスがあれば、記入します。

39)「介護環境・利用している福祉用具」欄
過去に購入したものや、他社で貸与しているもの、介護保険外で貸与・購入しているものなど、利用者が、現在利用している福祉用具を記入します。

40)「介護環境・特記事項」欄
利用者の介護環境について、37)～39)の項目以外で特記すべき内容があれば、必要に応じて記入します。

41)「意欲・意向等」欄
利用者はどのような意欲を持っているか、利用者の意向はどうなむかを記入します。
また、利用者が今困っていること、福祉用具で期待すること等を記入します。
利用者本人大けではなく、必要があれば家族にも確認のうえ、記入します。
これらの内容について、利用者から直接確認できたかどうかをチェック欄に記入します。

42)「居宅サービス計画：利用者及び家族の生活に対する意向」欄
ケアプランに記載された「利用者及び家族の生活に対する意向」を転記します。

43)「居宅サービス計画：総合的な援助方針」欄
ケアプランに記載された「総合的な援助方針」を転記します。

44)「住環境」欄
利用者の住環境について、「戸建」、「集合住宅」のいずれか、および「集合住宅」の場合の階数とエレベーターの有無を記入します。
下の記載欄には、住環境の特性(段差の有無、居室内外外出時の動線、福祉用具を利用する可能性のある居室の広さや家具の設置状況等)を記入します。

8. 「ふくせん版 福祉用具サービス計画書(利用計画)」の記載方法

(1) 利用計画の様式(平成26年3月版)

| ふくせん 福祉用具サービス計画書(利用計画) | | | | | | 管理番号 |
|------------------------|---------|---------------------|----|------|------|----------|
| 利用者名 居宅介護 支援事業所 | 性別 様 | 生年月日 M-Y-S 年 月 日 | 年齢 | 要介護度 | 認定期間 | ~ |
| 生活全般の解決すべき課題ニーズ | | | | | | 福祉用具利用目標 |
| （福祉用具が必要な理由） | | | | | | |
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 選定福祉用具(レンタル・販売) | | | | | | |
| 品目 機種(型式) | 単位数 | 選定理由 | | | | |
| ① | | | | | | |
| ② | | | | | | |
| ③ | | | | | | |
| ④ | | | | | | |
| ⑤ | | | | | | |
| ⑥ | | | | | | |
| ⑦ | | | | | | |
| ⑧ | | | | | | |
| 留意事項 | | | | | | |

以上、福祉用具サービス計画の内容について説明を受け、内容に同意し、計画書の交付を受けました。
日付 年 月 日 署名 印